

介護老人保健施設リンク樫原 所定疾患施設療養費の算定状況

所定疾患療養費とは、肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎を発症した入所者（短期入所は除く）に対し、施設内で投薬、処置等を行った場合に算定するものです。

令和3年度（令和3年4月から令和4年3月）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	日数		3			5					7		7	22
	人数		1			1					1		1	4
尿路感染症	日数			3	9	1	12	17		10	5	5	13	75
	人数			1	2	1	3	3		2	1	1	2	16
带状疱疹	日数					7								7
	人数					1								1
蜂窩織炎	日数						7	7						14
	人数						1	1						2

疾患別の主な治療内容(投薬、検査、注射、処置等の内容)

肺炎	血液検査、抗生剤の点滴注射(生食+ロセフィン、生食+ホスミシン)・内服(レボフロキサシン錠・セフカペンピボキシル塩酸塩錠投与)、水分補給(点滴・経口補水)、喀痰吸引など診察結果に基づいた必要な治療
尿路 感染症	血液検査、検尿、一般沈査、抗生剤の点滴注射(生食+ロセフィン、生食+ホスミシン)、内服(レボフロキサシン錠・セフカペンピボキシル塩酸塩錠投与)、水分補給(点滴・経口補水)、など診察結果に基づいた必要な治療
带状疱疹	抗ウイルス剤の内服（ゾビラックス錠）消炎鎮痛剤を用いた必要な治療
蜂窩織炎	抗生剤の点滴注射(生食+ロセフィン、生食+ホスミシン)・内服(レボフロキサシン錠・セフカペンピボキシル塩酸塩錠投与)、消炎鎮痛剤を用いた必要な治療